

令和5年度地域おこし協力隊定着支援事業 募集要項

令和5年4月1日
定住交流課

1 事業の目的

本事業の目的は、福井県内で活動を行ってきた地域おこし協力隊員が、概ね3年間の任期終了後も継続して県内に居住し、かつ、地域活性化活動を行うことを促進することとする。

2 定義

この募集要項において、次の用語の定義は以下に定めるとおりとする。

ア) 地域おこし協力隊 (以下「協力隊」という。)

総務省が定める地域おこし協力隊推進要綱 (平成21年3月31日付け総行応第38号。以下「協力隊推進要綱」という。) に示された地域おこし協力隊員をいう。

イ) 協力隊活動市町

申請者が協力隊の任期中に居住し、地域活性化活動を行った市町をいう。

ウ) 地域おこし協力隊任期 (以下「任期」という。)

申請者が協力隊として福井県内市町から委嘱された期間をいう。

3 応募資格

次の(1)～(5)に掲げる基準をすべて満たす者とする。

- (1) 福井県内で協力隊として委嘱された後、概ね3年間の任期を終了した者
- (2) 任期を終了して半年以内の者
- (3) 任期終了後、福井県内に継続して2年以上居住し、かつ、その間に応募者が中心的な役割を果たす地域活性化活動を、継続して2年以上実施する意思を有している者
- (4) 国または地方自治体の職員でない者
※ 会計年度任用職員等、任期に定めのある職員を除く
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条に規定する暴力団に関与していない者

4 地域活性化活動の要件

3(3)の地域活性化活動とは次の(1)～(7)に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 協力隊推進要綱に示された地域協力活動と同趣旨の活動内容であること。
- (2) 活動地域の住民や報道機関に対し、活動状況および活動成果の周知広報を積極的に行うこと。

- (3) 県や市町が主催する地域おこし協力隊研修会等の講師を務めるなど現役の協力隊の活動や研修事業に協力すること。
- (4) 申請者の起業や事業経営およびその準備活動ではないこと。
- (5) 申請者の勤務先法人等の業務として行うものでないこと。
- (6) 宗教的活動または政治的活動、公序良俗に反する活動でないこと。
- (7) 特定の企業や団体または個人の利益を追求する活動でないこと。

5 支援金の交付等

県は、3に定める応募資格を満たし、4に定める地域活性化活動を行うものに対し、次のとおり地域おこし協力隊定着支援金（以下「定着支援金」という。）を交付する。

- (1) 協力隊活動市町に引き続き居住する場合 1, 0 0 0 千円
- (2) 上記以外の県内市町に居住する場合 5 0 0 千円

6 応募手続き等

定着支援金の交付を希望する者は、次の(1)～(4)のとおりに応募書類を郵送またはメールで提出しなければならない。ただし、募集人数が予算上限に達した場合、その時点で募集を締め切ることがある。

- (1) 提出期限 任期終了後半年以内
- (2) 応募書類
 - ・定着支援活動計画書（様式第1号）
 - ・居住状況を証明する書類（住民票、住居賃貸借契約書など）
- (3) 提出部数 1部（提出された書類は返却しません）
- (4) 提出先
 - 《郵送》〒910-8580
 - 福井市大手3丁目17-1
 - 福井県交流文化部定住交流課
 - 《メール》teiju-koryu@pref.fukui.lg.jp

7 応募内容の審査および通知

知事は、6の規定により応募書類の提出があったときは、当該申請に係る審査を行うほか、必要に応じて聞き取り調査等を行い、その結果適当と認められるものについて、定着支援金交付予定額とともに通知する。

8 交付申請書等の提出

7による通知を受けた者（交付対象者）が、定着支援金の交付を受けようとするときは、定着支援金交付請求書（様式第2号）および誓約書（様式第3号）を、知事に提出しなければならない。

9 報告

交付対象者は、定着支援金の交付後2か年度が経過するまでの間、毎年度末までに、活動状況報告書（様式第4号）を、知事に提出しなければならない。

10 活動計画等の変更

交付対象者は、次の（1）～（5）のいずれかに該当するときは、直ちに変更事項等届出書（様式第5号）に必要書類を添付して、知事に届け出なければならない。

- （1）6により提出した活動計画書の内容に変更がある場合。ただし、下記の軽微な変更についてはこの限りではない。
 - （ア）活動時期の変更
 - （イ）主な活動内容に影響を及ぼさない範囲での活動の拡大または縮小
- （2）地域活性化活動を中止もしくは休止、再開する場合
- （3）県内の別の市町または県外へ転居する場合
- （4）職を変更する場合
- （5）その他届出書の提出が適当と知事が認める場合

11 支援金の返還

知事は、交付対象者が、次のいずれかに該当する場合、支援金の全額、または半額の返還を請求する。ただし、本人の死去や疾病等のやむを得ない事情があるものとして知事が認めた場合はこの限りではない。

- （1）全額の返還
 - （ア）虚偽の申請をした場合
 - （イ）3に定める応募資格を満たさなくなった場合
 - （ウ）6により提出した活動計画書等の内容を誠実に履行しない場合
 - （エ）9に定める活動状況報告書を期日までに提出しない場合
 - （オ）任期終了後2年未満で県外に転居した場合
- （2）半額の返還
 - （ア）任期終了後2年未満で、協力隊活動市町から県内の別の市町に転居した場合

12 その他

この要項に定めるもののほか、定着支援金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。